

総務専門部会協議内容一覧

協議項目番号	コード番号	事務事業等名称 (項目名)	現況調査ページ	調整案	調整案の詳細																		
合併特例法による協議事項																							
10	10-1	一般職の職員の身分の取扱い	4	一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定により新市の職員として身分を引き継ぐ。 佐久下水道組合の職員についても、新市の職員として引き継ぐ。	平成16年4月1日職員見込数 佐久市 486人 (参考 浅間病院 320人) 臼田町 175人 浅科村 81人 望月町 151人 佐久下水道組合 18人 合計 911人 参考 16年度定年退職者 10人 17~26年度定年退職者 355人																		
その他の協議事項																							
13	13-1	特別職の身分の取扱い (市町村長 助役 収入役 教育長)	5	市町村長 助役 収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによる。	合併日の前日に失職となる。 新市の市長について ・新市の市長の選挙については、新市設置の日から50日以内に行う 新市の市長の職務執行者について ・新市の市長が選挙されるまでの間は、市長の不在を防ぐため、4市町村の長であった者の中から協議により定められた者が新市の市長の職務を行う 新市の助役 収入役について 新市の市長の職務執行者は、助役 収入役を選任できない。新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役 収入役の選任を行う ただし、収入役が欠けた時は、必ずその職務を代理する者を置くこととなっているため、合併日に新市の職務執行者が収入役職務代理規則を専決処分して、当該規則に基づき収入役職務代理者を指定する。 新市の教育長について ・最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の市長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められる。 臨時に選任された委員の任期は、新市設置後、長の最初の選挙後、最初に招集された議会の会期の末日までとする。																		
13	13-2	特別職の身分の取扱い (教育委員会の委員 選挙管理委員会の委員 監査委員 固定資産評価審査委員会の委員 公平委員会の委員)	6	委員の身分については、法令の定めるところによる。	委員は特別職であり 合併日の前日に失職となる。 合併後、新たに選任または選挙されることとなるが、新設合併の場合は、「教育委員会の最初の委員」「議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員」「固定資産評価審査委員会の委員」は、新市の市長の就任を待たずに、合併時に法令に基づく 臨時的な特別選任手続きにより 一定期間その職務を行う																		
13	13-3	特別職の報酬等の取扱い (市町村長 助役 収入役 教育長)	7	新市の市長 助役 収入役及び教育長の報酬については、右のとおりとするが、当分の間10%の抑制措置を行うこととする。 なお、すみやかに特別職等報酬審議会において報酬額の協議を行う 新市の市長の職務執行者の報酬は、新市の市長の報酬とするが、抑制措置の額とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例に規定される給料</th> <th>抑制措置適用による支給額 (10%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>969,000円/月</td> <td>872,000円/月</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>788,000円/月</td> <td>709,000円/月</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>696,000円/月</td> <td>626,000円/月</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>686,000円/月</td> <td>617,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>		条例に規定される給料	抑制措置適用による支給額 (10%)	市長	969,000円/月	872,000円/月	助役	788,000円/月	709,000円/月	収入役	696,000円/月	626,000円/月	教育長	686,000円/月	617,000円/月			
	条例に規定される給料	抑制措置適用による支給額 (10%)																					
市長	969,000円/月	872,000円/月																					
助役	788,000円/月	709,000円/月																					
収入役	696,000円/月	626,000円/月																					
教育長	686,000円/月	617,000円/月																					
13	13-4	特別職の報酬の取扱い (教育委員会の委員 選挙管理委員会の委員 監査委員 固定資産評価審査委員会の委員 公平委員会の委員)	8	新市の委員の報酬については、右のとおりとするが、すみやかに特別職等報酬審議会の協議に準じて、報酬額の協議を行う 臨時的な委員報酬についても、同額とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>委員長 93,400円/月</td> <td>委員 63,700円/月</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 48,200円/月</td> <td>委員 34,900円/月</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>議会選任 46,800円/月</td> <td>識見者 95,500円/月</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会の委員</td> <td>6,500円/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td>6,500円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	備考	教育委員会の委員	委員長 93,400円/月	委員 63,700円/月	選挙管理委員会の委員	委員長 48,200円/月	委員 34,900円/月	監査委員	議会選任 46,800円/月	識見者 95,500円/月	固定資産評価審査委員会の委員	6,500円/日		公平委員会の委員	6,500円/日	
職名	報酬	備考																					
教育委員会の委員	委員長 93,400円/月	委員 63,700円/月																					
選挙管理委員会の委員	委員長 48,200円/月	委員 34,900円/月																					
監査委員	議会選任 46,800円/月	識見者 95,500円/月																					
固定資産評価審査委員会の委員	6,500円/日																						
公平委員会の委員	6,500円/日																						
14	14	条例 規則等の取扱い	9	条例 規則等については、合併協議会において協議、承認された調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。	新市発足時には、4市町村の条例・規則等は全てその効力を失うこととなるため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行させる。 施行の方法による区分 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分または職権により、即時制定し施行させるもの。 2. 一定の地域に暫定的に施行させるもの。 3. 合併後逐次制定し、施行させるもの。																		

総務専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町合併協議会

協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
28-1	010101070108	総務	同報無線・公用有線広報	10	3町村(臼田町・浅科村・望月町)で実施している。	合併時、臼田町・浅科村・望月町の区域で現行どおり実施する。 ただし、合併後における情報化の進捗状況を見ながら、そのあり方を検討する。	町村から定時放送、火災時などの緊急放送、各区の放送などにより各家庭に情報を伝えている。 同報無線・公用有線放送に代わる火災時などの緊急放送の手段ができるまで存続させる。
17	030101070104	総務	公用有線広報利用負担金(望月町有線放送)	11	望月町で負担している。	合併時、現行どおりとする。	
17	030106010103	情報化	望月町有線放送公用有線電話使用負担金	12	望月町が単独で実施している	合併時、現行どおりとする。	1.概要 望月町有線放送農業協同組合が実施する有線放送事業に対する電話回線使用料。現在、望月町内93%の世帯が利用しており各世帯には有線電話機のほか専用スピーカーが設置され、町の行事や緊急時の放送が行なわれている。 庁舎内をはじめ関係施設において計86回線使用。 2.1回線当たりの負担額 21,600円/年 86回線分 1,857,600円/年
28-1	010101070205	総務	なんでもポスト	13	3町村(臼田町・浅科村・望月町)で実施している。	合併時、現行どおりとする。	・3支所で実施する。
28-1	010102020106	財政会計	金融機関の指定	14	4市町村間で指定している金融機関に差異がある。	合併時までに新市に店舗を置く金融機関であることを前提にし、指定金融機関は(株)八十二銀行、指定代理金融機関は佐久浅間農業協同組合、収納代理金融機関は、前記金融機関以外で既に指定を受けている金融機関とする。	1 金融機関の指定(案)についての意見等 (1) 指定金融機関 …県内の中核的な金融機関として株式会社上場をしており住民の利用度も高い(株)八十二銀行を指定する。 (2) 指定代理金融機関…指定金融機関に金融事故・トラブル等が生じた場合に、公金の収納及び支払いの事務の一部を扱わせる金融機関を指定する。 当該金融機関として、新市に本店を有し、利用件数も多い金融機関である佐久浅間農業協同組合を指定する。 (3) 収納代理金融機関…上記以外の5金融機関を指定する。(日本郵政公社信越支社、(株)長野銀行、上田信用金庫、長野県信用組合、長野県労働金庫) (1)から(3)の金融機関で指定店及び指定代理店並びに収納代理店については、別に契約で定めるものとする。
28-1	010104010401	企画	過疎地域自立促進計画	15	望月町のみ実施している	合併時、現行どおりとする。	後期計画策定にあつては、新市建設計画との整合をはかる。 【参考】過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)上の合併特例について(平成12年4月1日から平成22年3月31日まで) ・市町村の合併があつた場合の特例(過疎法第33条第2項) 過疎地域の市町村を含む合併があつた場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
9	010105010106	税務	個人市町村県民税の賦課	16	地方税法の改正により均等割の税率は平成16年度課税から人口区分を廃止し、3,000円に統一されるので問題点なし。 佐久市と他の3町村(臼田町、浅科村、望月町)で納期に相違がある。	合併時、納期を統一する。	1.均等割の税率 3,000円(平成16年度税法改正により全市町村とも一律3,000円)- 地方税法による課税 2.納期 1期 6月16日から同月30日 2期 8月16日から同月31日 3期 10月16日から同月31日 4期 12月16日から同月28日 <参考:平成15年度均等割税率> 佐久市 2,500円 (標準税率:人口5万人以上50万人未満の市) ・3町村 2,000円 (標準税率:人口5万人未満の市と町村)
25	040105010102	税務	固定資産評価審査委員会	17	4市町村とも同様に設置しているため問題点なし	合併時、地方税法 条例 規則の規定により新市において設置する。	委員定数は3人とする。 ・長野市 6名 その他の市 3名 <参考 地方税法> 委員会の定数は3名以上とする。 審査の申し出の事件は、3名の合議体で構成し、取り扱う

* 各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。